

平成25年9月25日開催

## 新庄市農業委員会第28回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成25年9月）議事録

1. 開催日時 平成25年9月25日（水）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市議会議場

3. 出席委員（20名）

1番	星川	豊	2番	高橋	眞
3番	樋口	彦弥	4番	小嶋	忠昭
6番	星川	勇吉	7番	笹	行也
8番	伊藤	忠男	9番	高橋	和彦
10番	斉藤	純一	11番	吉野	昭男
12番	海藤	芳正	13番	佐藤	喜代志
14番	井上	茂雄	15番	安食	孝一
16番	今田	栄二	17番	柏倉	嘉門
18番	齋藤	順一	19番	渡邊	耕太郎
20番	三原	常男	21番	島腹	銀蔵

4. 欠席した委員（1名）

5番 清水 清秋

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第104号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第105号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第106号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 5 報告第 73号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第 6 報告第 74号 時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る  
法務局からの通知について  
日程第 7 報告第 75号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

局 長	浅沼 玲子	農地主査	後藤 繁俊
主 査	鏡 彰広	主 事	鈴木 啓太

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成25年度新庄市農業委員会第28回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は20名でございます。選挙による委員の出席は16名、欠席通告者は、八向地区の清水清秋委員の1名でございます。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第28回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に12番の海藤芳正委員と14番の井上茂雄委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の後藤繁俊君と鏡彰広君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第104号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第104号農地法第3条の規定による許可申請について、稲舟地区1番から2番までの2件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○11番

稲舟地区1番について、9月18日に調査した結果、同一世帯で親子間の使用貸借権の再設定でありいずれも農地を適正に管理しておりまして、何ら問題ないと思われまますのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく稲舟地区2番について調査報告をお願いいたします。

○11番

9月18日、△△さんと△△さん双方にお伺いし調査した結果、問題ないと思われまますのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第104号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、異議なしと認めます。よって、議案第104号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第105号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第105号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区で1件ございましたので、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

新庄地区1番について、9月17日に調査いたしましたところ、事務局の説明のとおり集合住宅を建築するためということで、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第105号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第105号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第106号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第106号農地法第5条の規定による許可申請について、萩野地区で1件ございましたので、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○15番

9月17日に、双方に聞き取りをいたしました。詳細のとおり何ら問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。ただ、高壇碎石さんの方には、でたらめだけしないで下さいということだけ、一言いっておきましたので。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第106号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、異議なしと認めます。よって、議案第106号農地法第5条の規定による許可申

請については、原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第5、報告第73号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第73号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、八向地区1件について、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第73号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第73号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第6、報告第74号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第74号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知について、八向地区1件ございますので、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、1件ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第74号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第74号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第7、報告第75号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第75号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、新庄地区1件、萩野地区1件ございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第75号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第75号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。

これをもちまして、新庄市農業委員会第28回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成25年9月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 井上 茂雄

議事録署名委員 海藤 芳正